

# 参 考 资 料

# 参 考 資 料 目 次

ページ

## 1 職員給与関係資料

第1表	適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	1
第2表	適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表	平均給与月額	3
第4表	扶養親族数別人員	6
第5表	単身赴任手当の支給状況	6
第6表	管理職手当の支給状況	7
第7表	地域手当の支給状況	7
第8表	住居手当の支給状況	8
第9表	通勤手当の支給状況	8
第10表	暫定再任用職員（フルタイム勤務職員）の適用給料表別、級別人員	9
第11表	暫定再任用職員（短時間勤務職員）及び定年前再任用短時間勤務職員の適用給料表別、級別人員	9
第12表	適用給料表別、級別、号給別人員分布	10
第13表	適用給料表別、級別、年齢別人員分布	31

## 2 民間給与関係資料

第14表	産業別、規模別調査事業所数	40
第15表	職種別給与額等	41
第16表	職員と民間事業所従業員との対応関係	48
第17表	職員給与と民間給与の較差	48
第18表	給与改定の状況	49
第19表	定期昇給の実施状況	49
第20表	学歴別初任給	49
第21表	初任給の改定状況	50
第22表	特別給の支給状況	50
第23表	冬季賞与の考課査定分の配分状況	51
第24表	家族手当の支給状況	51
第25表	通勤手当の支給状況	52

## 3 生計費関係資料

第26表	費目別、世帯人員別標準生計費（令和6年4月）	53
------	------------------------	----

## 4 人事管理に関する報告関係資料

第27表	年360時間を超える時間外勤務を行った職員数・割合（令和4年度・令和5年度比較）	54
第28表	月45時間を超える時間外勤務を行った職員数（令和4年度・令和5年度比較）	55
第29表	月45時間を超える時間外勤務を行った職員数（令和5年度・令和6年度比較）	56
第30表	職員1人当たり年間時間外勤務時間数	58
第31表	育児休業の新規取得状況	59
第32表	男性の育児休業取得率	59
第33表	子の看護休暇の取得状況	59
第34表	時間外勤務が1か月に100時間以上の職員に対する産業医等の面談の状況	59
第35表	在職死亡者及び長期療養者の状況	60
第36表	健康相談件数の状況	60

## 5 人事院勧告・報告関係資料

令和6年 人事院勧告・報告の概要	61
------------------	----

# 1 職員給与関係資料

令和6年4月現在における職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与の実態を調査したものである。

第1表 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
全給料表	9,449	42.4	20.1
行政職給料表	3,035	42.3	20.1
公安職給料表	1,212	38.3	17.4
教育職給料表(1)	1,561	46.1	23.2
教育職給料表(2)	3,260	42.5	19.7
研究職給料表	157	40.6	17.2
医療職給料表(1)	42	38.6	14.7
医療職給料表(2)	91	43.3	19.7
医療職給料表(3)	57	42.8	19.0
海事職給料表	34	42.6	21.7

(注) 1 企業局に勤務する職員(31人)、病院局に勤務する職員(1,375人)及び現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)の適用を受ける職員(84人)は含まれていない(以下各表において同じ。)

2 再任用職員(381名:うち暫定再任用職員(フルタイム)256名、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員125名)は含まれていない(第10表及び第11表を除く。)

3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、「職員の給与に関する条例」附則第9項により給料月額が決定される職員を除いた数値である(以下、第13表までにおいて同じ。)

第2表 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	84.8	3.9	11.3	0.0	57.4	42.6
行政職給料表	100.0	77.7	5.6	16.7	0.0	59.6	40.4
公安職給料表	100.0	54.0	3.2	42.7	0.0	87.0	13.0
教育職給料表(1)	100.0	95.4	2.4	2.2	—	54.3	45.7
教育職給料表(2)	100.0	98.9	1.1	0.0	—	45.9	54.1
研究職給料表	100.0	100.0	0.0	—	—	75.8	24.2
医療職給料表(1)	100.0	100.0	—	—	—	61.9	38.1
医療職給料表(2)	100.0	72.5	27.5	0.0	—	45.1	55.0
医療職給料表(3)	100.0	15.8	84.2	—	—	1.8	98.3
海事職給料表	100.0	29.4	38.2	29.4	2.9	100.0	0.0

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第3表 平均給与月額

区分 給与種目	全職員
給料	349,762 円
扶養手当	9,422
管理職手当	6,601
地域手当	659
その他の手当	10,308
合計	376,752

(注) 1 給料には、教職調整額を含む。

2 その他の手当の内訳は、住居手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当、  
 単身赴任手当（基礎額）及び特勤勤務手当等である（以下各表において同じ。）。

区分 給与種目	行政職給料表適用職員	公安職給料表適用職員
給料	318,692 円	334,159 円
扶養手当	8,259	14,031
管理職手当	9,575	4,774
地域手当	868	267
その他の手当	7,246	7,117
合計	344,640	360,348

区分 給与種目	教育職給料表（１）適用職員	教育職給料表（２）適用職員
給 料	391,995 円	366,843 円
扶 養 手 当	10,209	8,571
管 理 職 手 当	4,145	5,651
地 域 手 当	110	26
そ の 他 の 手 当	11,222	10,703
合 計	417,681	391,794

(注) 給料には、教職調整額を含む。

区分 給与種目	研究職給料表適用職員	医療職給料表（１）適用職員
給 料	311,648 円	415,840 円
扶 養 手 当	7,847	4,190
管 理 職 手 当	5,077	28,655
地 域 手 当	0	71,790
そ の 他 の 手 当	11,008	263,523
合 計	335,580	783,998

区分 給与種目	医療職給料表（2）適用職員	医療職給料表（3）適用職員
給 料	318,930 円	310,872 円
扶 養 手 当	8,148	6,956
管 理 職 手 当	4,703	2,451
地 域 手 当	0	0
そ の 他 の 手 当	8,955	6,875
合 計	340,736	327,154

区分 給与種目	海事職給料表適用職員
給 料	344,606 円
扶 養 手 当	15,750
管 理 職 手 当	1,909
地 域 手 当	0
そ の 他 の 手 当	10,867
合 計	373,132

第4表 扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該 当 職 員 数			
	うち扶養親族である 配偶者を有する者	うち扶養親族である 子を有する者	うち配偶者・子以外の 扶養親族を有する者	
1 人	1,274 人	295 人	890 人	89 人
2 人	1,544	332	1,519	52
3 人	936	440	934	34
4 人	246	178	246	19
5 人	38	33	38	4
6人以上	6	5	6	4
計	4,044	1,283	3,633	202

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。  
 2 全職員の1人当たりの平均扶養親族数は、0.9人である。  
 3 全給料表適用者のうち手当受給者1人当たり平均手当月額は、22,016円である。

第5表 単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離										
	100km 未 満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上
受給者	75 人	30 人	0 人	2 人	8 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額										
	115 人	34,730 円									



第6表 管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	特4種	5種	6種	特6種	7種	8種
職員の区分	部長	次長	本庁課長	室長 校長	副校長	校長 教頭	指導主査	義務教育学校 副校長	教頭	部主事
受給者	人 15	人 59	人 174	人 168	人 21	人 199	人 3	人 5	人 109	人 22
区分	1種 (特定職)	2種 (特定職)	3種 (特定職)	4種 (特定職)	5種 (特定職)	受給者計		手当受給者 1人当たり 平均手当月額		
職員の区分	理事監	参事監	総合 事務所 課長	総合 事務所 室長	検査 専門員					
受給者	人 9	人 35	人 140	人 50	人 14	人 1,023	円 60,970			

(注) 職員の区分については、主な職務について記載した。

第7表 地域手当の支給状況

地域手当 支給区分 区分	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	非支給地
人員 (構成比)	人 100 (100.0%)	人 31 (31.0%)	人 17 (17.0%)	人 2 (2.0%)	人 2 (2.0%)	人 2 (2.0%)	人 0 (0.0%)	人 4 (4.0%)	人 42 (42.0%)
手当受給者 1人当たり 平均手当月額	円 62,292	円 64,592	円 53,920	円 63,660	円 37,638	円 29,040	円 0	円 8,584	円 71,790

(注) 平均手当月額には、医療職給料表(1)適用職員に支給されるものを含む。

第8表 住居手当の支給状況

区 分	人 員 等
受 給 者	2,187 人
手当月額11,000円未満の受給者	1
手当月額11,000円以上 27,000円未満の受給者	935
手当月額27,000円の受給者	1,251
手当受給者1人当たり平均手当月額	25,312 円

配偶者の居住する 借家・借間	受 給 者	手当支給者1人当たり平均手当月額
	8 人	13,313 円

第9表 通勤手当の支給状況

区 分	人 員 等
受 給 者	7,608 人
交通機関等のみを利用する者	294
交通用具のみを使用する者	7,208
交通機関等と交通用具を併用する者	106
交通機関等の利用者1人当たり平均手当月額	18,260 円
交通用具の利用者1人当たり平均手当月額	7,266 円

第10表 暫定再任用職員（フルタイム勤務職員）の適用給料表別、級別人員

給料表	計	級								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	67	人	人	人	人	人	人	人	人	人
公安職給料表	3				3					
教育職給料表(1)	82		82							
教育職給料表(2)	93		93							
研究職給料表	5	3	1	1						
医療職給料表(2)	5		3	1		1				
医療職給料表(3)	0									
海事職給料表	1		1							
給料表計	256									
60歳	1									
61歳	96									
62歳	71									
63歳	54									
64歳	34									
65歳	0									

(注) 該当人員0の級は空欄とした(次表について同じ。)

第11表 暫定再任用職員（短時間勤務職員）及び定年前再任用短時間勤務職員の適用給料表別、級別人員

給料表	計	級								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	12	人	人	人	人	人	人	人	人	人
教育職給料表(1)	40		40							
教育職給料表(2)	72		72							
医療職給料表(2)	1		1							
給料表計	125									
60歳	18									
61歳	32									
62歳	39									
63歳	24									
64歳	12									
65歳	0									

第12表 適用給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5						1			
6									
7							1		1
8									1
9	6								
10	1								
11									1
12									1
13									1
14	17								1
15	1		1						1
16		1							2
17									3
18		3							1
19	13	8		1				2	1
20	2	6	1						3
21		3	1					3	
22		46	2					5	
23		7	1					3	
24	19	5	1					6	
25	2	2	5					3	
26	2	8	5				1	5	
27		44	1					5	
28		4	6					3	
29	81	13	10					1	
30	1	13	3					2	
31	3	45	6					1	
32	2	5	3				1	2	
33		5	21				2	1	
34	94	12	4				8		
35	6	42	1				3	1	
36	3	12	5	1			3	2	
37		11	25			1	5	2	
38	4	7	6				2		
39	59	28	4	1		1	1	2	
40	2	3	4				3		
41	3	11	26	1					
42	2	3	6	1		1			
43	10	28	5				2		
44	65	12	14	1		1	1		
45	4	8	18		1	2			
46	4	4	11		1				
47	10	13	2	3		3	1		
48	3	1	11		4	8			
49	54	5	13	3	2	6	3		
50	1	2	3	3	2	5			
51	3	12	5	13	7	3			
52		4	11	11	4	5	3		
53	1	4	30	14	4	7	2		
54	2	4	8	15	9	17			
55	1	14	11	30	12	17			
56		5	18	32	12	25			
57	1	8	20	23	16	14			
58		1	17	27	21	39			
59		2	12	26	22	15			
60		2	21	23	16	12			
61	2	8	18	23	32	11			
62		5	14	22	15	17			
63	3	7	12	20	34	12			
64		1	20	14	29	16			
65		1	11	20	18	15			
66		2	11	8	8	14			
67		5	16	8	17	8			
68	1		22	3	16	11			

職務の級 号 給	職務の級								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
69			19		8	15			
70	1	5	14		9	4			
71		7	5		3	6			
72		2	17		14	4			
73	1	1	6	1	10	2			
74		1	7		6	4			
75		1	8		6	2			
76		1	13		7	3			
77		1	6		7	1			
78		2	4		4	3			
79			7		1				
80		3	12		7				
81			8		4	1			
82			2		3				
83		3	7		3				
84		1	4		3				
85		1	6		2				
86		3	7						
87		2	7						
88	1	1	9		1				
89			3						
90		1	6		3				
91		3	5		1				
92	1	2	2						
93		1	1						
94			3						
95			1						
96		3	4						
97			4						
98			2						
99			5						
100			4						
101			1						
102		1	4						
103			3						
104		4	2						
105		2	3						
106		1	3						
107		1	3						
108		2	2						
109		1							
110		1	4						
111		3							
112		2							
113		1	5						
114		4	1						
115		1							
116		2	2						
117			15						
118		5							
119									
120		2							
121									
122									
123									
124									
125		9							
計	492	592	758	348	407	330	41	49	18

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、  
 該当人員0の号給は空欄とした(以下同じ。)

適用職員数	3,035人
-------	--------

公安職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6									
7	8								
8									
9									
10									
11	7								
12	1								
13	1								
14									
15									
16									
17	10								
18	1								
19		6							
20	2	1							
21									
22	16	1							
23	1	11							
24	1	1							
25			2						
26		1							
27	11	16	1	1					
28	1	1							
29	4	9	1	1					
30	1	2							
31	17	17	2	1					1
32	1	2	1						
33	3	4	2						4
34	1	14							
35	2	13	2	2	1				1
36		4			1				1
37	1	1	4	2					3
38		2	2	1					
39	1	17	3	5					
40	1		1						
41	2	5	6		2				
42	3		1						
43	1	16	1	3					
44									
45	2	5	3		3				
46	1	1						2	
47		9	8	2				1	
48		3	2		1			2	
49		10	9	5	1			1	
50		3	2	2					
51		5	12	2	1			3	
52		2	2		1			2	
53		9	13	2	3	1	1	1	
54		3	6	1	2				
55		15	8	6	6	3	4		
56		3	5		2		4		
57		6	18	17	1	2	1	2	
58			3	16	1	2	3		
59		9	8	12	1	2	5		
60		1		3	3	1	3		
61			10	9	1	4	5		
62			2	8	1		2		
63		1	8	13	1	3	1		
64			2	3			3		
65			8	16	1	3	1		
66			5	6	1	3	1		
67			7	11		6	1		
68			3	7		2	1		
69			7	9		4	1		
70			2	2	1	3	1		
71			10	16	3		2		
72			7	3		1			
73			2	10	1	1	3		
74			3	9		1	3		
75			1	13					
76			2	8		3	3		

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77	人	人	人	人	人	人	人	人	人
78				9		3	1		
79			2	9	1				
80				2		3	1		
81				5	1	1	4		
82				6		1	7		
83			1	8	1	1			
84				7		2			
85			2	6		1			
86			4	8		1			
87			1	6		1			
88				8		1			
89				8					
90				9		1			
91				4					
92				5					
93				4					
94			1	7		1			
95			1	3					
96				4					
97			1	4					
98				3					
99			1	6					
100				3					
101				1					
102				5					
103				4					
104			1	1					
105				4					
106				4					
107				5					
108				3					
109				3					
110				2					
111				4					
112				6					
113			1	3					
114				4					
115				4					
116				1					
117			1	4					
118				6					
119				3					
120									
121									
122				5					
123				5					
124				1					
125				26					
126			1						
127									
128									
129									
130									
131			1						
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	101	229	226	466	43	61	62	14	10

適用職員数	1,212人
-------	--------

教育職給料表（1）

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		7			
6					
7		3			
8					
9					
10		18			
11					
12		4			
13		1			
14		1			
15		15			
16					
17		6			
18					
19		2			
20		18			
21					
22		5			1
23					1
24					
25		18			1
26					1
27		5			
28					4
29		13			5
30					4
31		5			1
32		3			5
33		10			2
34					
35		3			2
36		1			1
37		11			1
38		1			2
39		5			
40	1	1			
41	1	11			
42	2	1			
43		4			1
44		1			
45	1	15			
46	1	3			
47		4			
48		2			
49	1	14			
50		1			
51		7			
52	2	2			
53		19			
54		4			
55		5			
56		2			
57		16			
58		4		1	
59		10		2	
60		1		6	
61	1	15		8	
62		1		3	
63		9		14	
64		2		3	



職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
65	1	19		6	
66		4		5	
67		6		2	
68		7	1	6	
69		11		5	
70		4		2	
71		11		2	
72		7		2	
73	2	10	2	2	
74		4	1	1	
75		16			
76		9			
77		17			
78		4	4	1	
79	1	8		1	
80		4	4		
81		15	3		
82		5	6		
83		6	3		
84		9	5		
85		16	6		
86	1	4	4		
87		3	5		
88		6	2		
89		18	2		
90		7	6		
91	1	14	3		
92	1	11			
93		27			
94		6			
95		14	2		
96		12			
97		32	1		
98		6			
99	2	11			
100		5			
101	2	21	1		
102	1	9			
103		13			
104		6			
105		26			
106		6			
107		16			
108		10			
109		25	1		
110		8			
111		19			
112	1	15			
113		21			
114		17			
115	1	25			
116		11			
117	1	27			
118		16			
119	1	30			
120		21			
121		33			
122		16			
123		51			
124		29			
125		54			
126		16			
127		23			
128		13			

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
129		40			
130		27			
131		14			
132		16			
133		2			
134		2			
135		3			
136		1			
137		9			
138					
139	1				
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	27	1,368	62	72	32

適用職員数	1,561人
-------	--------

教育職給料表（2）

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		68			
18					
19		5			
20					
21					1
22		92			8
23		1			29
24		11			27
25		2			16
26					21
27		67			12
28					17
29		15			13
30		1			8
31					1
32		56			3
33					5
34		18			
35					2
36		1			2
37		52			
38					
39		29			
40		3			2
41		49			
42		2			
43		18			
44		8			
45		51			
46		1			
47		20			
48		7			
49		71			
50		1			
51		22			
52		6			
53		48			
54		1			
55		16			
56		4			
57		47			
58		3			
59		22			
60		6			
61		65			
62		3			
63		18			
64		4			

職務の級 号 給	1	2	特 2	3	4
	人	人	人	人	人
65		56			
66		6			
67		14	1	1	
68		6		1	
69		57	1		
70		7			
71		14	1	2	
72		13	1		
73		47		1	
74		4	1	6	
75		13	2	6	
76		13	1	10	
77		51	2	19	
78		7	2	12	
79		18		17	
80		9	2	29	
81		33	3	15	
82		8	5	14	
83		20	2	19	
84		6	1	9	
85		38	2	5	
86		7	2	4	
87		16	1	4	
88		11	1	3	
89		35	1	4	
90		8		1	
91		13		1	
92		10			
93		30			
94		8			
95		16			
96		15			
97		35			
98		11			
99		19			
100		15			
101		20			
102		5			
103		19			
104		9			
105		40			
106		8			
107		21			
108		14			
109		46			
110		5			
111		16			
112		13			
113		39			
114		11			
115		12			
116		9			
117		41			
118		17			
119		22			
120		25			
121		35			
122		13			
123		23			
124		37			
125		36			
126		13			
127		33			
128		49			

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
129		51			
130		41			
131		52			
132		45			
133		55			
134		46			
135		62			
136		45			
137		65			
138		44			
139		55			
140		24			
141		37			
142		10			
143		4			
144		1			
145		4			
146		3			
147					
148					
149					
計	0	2,878	32	183	167

適用職員数	3,260人
-------	--------

研究職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29	6				
30					
31					
32					
33					
34	5				
35					
36					
37					
38					
39	6				
40					
41	3				
42					
43					
44	5		1		
45	1				
46	2		2	2	
47			1		
48					
49					
50	2		1		
51	2	1			
52			2		
53			1	1	
54	2	1			
55			1		
56	1	1	1	2	
57		1	1		
58		2	1	2	
59	2		2	2	
60		1	4		
61	3	1	2		
62	1	1		1	
63	4	1		1	
64	1	2			

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65					
66	1		1		
67	2	2	2		
68		2	2		
69					
70	1				
71	2	1		2	
72		1	1		
73			1		
74					
75	1				
76					
77	1		1		
78					
79					
80					
81		2			
82					
83	2				
84					
85	1				
86	2	1			
87	2				
88	1		1		
89	1	1	1		
90		1			
91	1	2			
92		1			
93					
94		1			
95	1	2			
96	1	1			
97					
98					
99	1				
100					
101		1	1		
102					
103					
104					
105	1				
106					
107					
108					
109					
110	2				
111					
112					
113	2				
114	1				
115					
116		2			
117	1				
118					
119					
120		1			
121		2			
122					
123					
124	1				
125					
126	1				
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
139 140	人	人	人	人	人
141 142 143 144					
145 146 147 148	2				
149 150 151 152	1				
計	79	36	29	13	0

適用職員数	157人
-------	------



医療職給料表（1）

職務の級 号 給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	8			
18				
19		1		
20				
21	7			
22				
23				
24		1		
25	3			
26				
27		1		
28				
29	1			
30				
31				
32				
33				
34		1		
35			1	
36	1			
37	2			
38				
39		1		
40				
41				
42				
43		1		
44				
45				
46				1
47				
48				
49				
50				3
51				
52				
53				3
54				
55				
56			1	
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				

職務の級 号 給	1	2	3	4
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73			1	
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81			4	
82				
83				
84				
85				
計	22	6	7	7

適用職員数	42人
-------	-----

医療職給料表（2）

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5		1					
6							
7							
8							
9		2					
10							
11							
12							
13							
14							
15		2					
16							
17							
18							
19							
20		1					
21							
22		1					
23							
24							
25							
26	1	2					
27		1					
28							
29							
30							
31							1
32							1
33							
34							
35							
36							
37		1					
38							
39		1					
40		1					
41							
42			1				
43							
44		1					
45							
46							
47		1					
48							
49				1			
50		1					
51		1					
52				1	1		
53					1		
54					2		
55		3		1	1		
56				1	1		
57				1			
58					4	1	
59		1		1			
60			1		1	1	
61			1			1	
62					1	1	
63		2					
64				1			

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
65				3		1	
66		1	1	1			
67							
68					1		
69		1	1	2	2		
70							
71			1				
72				1	1		
73		1		2			
74				1			
75		1		2			
76				1			
77		1		2			
78				1			
79	1			1			
80		1		1			
81				1			
82		1		1			
83				1			
84					1		
85		1					
86		1					
87							
88		1					
89							
90							
91							
92				1			
93				1			
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109				1			
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計	2	32	6	27	17	5	2

適用職員数	91人
-------	-----

医療職給料表（3）

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19		6					
20							
21							
22							
23							
24		3					
25							
26							
27							
28							
29							
30		1					
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39		1					
40							
41							
42		1					
43							
44							
45							
46							
47		2				1	
48							
49							
50							
51		1					
52			1				
53							
54							
55		1	1				
56			1				
57							
58							
59		1					
60		1	1				
61							
62							
63							
64							
65							
66		1	1				
67							
68			1				
69					1		
70							
71							
72			1				
73							
74							
75				1			
76							
77		2	1		1		
78							
79				1			
80			1				

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
81							
82				1			
83							
84			1				
85		1					
86							
87			1				
88							
89			2				
90							
91							
92							
93		1		1			
94							
95				2			
96							
97		1					
98							
99							
100		1					
101							
102		1					
103		1					
104							
105				1			
106							
107							
108		1					
109							
110							
111							
112		1					
113			1				
114							
115							
116							
117		1					
118							
119							
120							
121							
122							
123			1				
124		1					
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133		1					
134							
135							
136							
137		1					
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
計	0	32	15	7	2	1	0

適用職員数	57人
-------	-----

海事職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23		1			
24				1	
25					
26					
27					
28					
29			1		
30					
31					
32	1				
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39				1	
40					
41					
42			1		
43		1			
44			1	1	
45		2		1	
46			1		
47		1			
48			1		
49					
50					
51					
52					
53					1
54	1				
55			1	1	
56		1			
57					
58					
59					
60			1		
61					
62					
63					
64					

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65					
66					
67		2		1	
68		1			
69					
70					
71		1			
72					
73			1		
74				1	
75					
76		1			
77		1			
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95		1			
96					
97		1	1		
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113		1			
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
計	2	15	9	7	1

適用職員数	34人
-------	-----



第13表 適用給料表別、級別、年齢別人員分布

行政職給料表

職務の級 年 齢	職務の級									計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
18歳	6									6
19歳	18									18
20歳	13									13
21歳	22									22
22歳	75									75
23歳	96									96
24歳	63									63
25歳	80									80
26歳	73	1								74
27歳	23	42								65
28歳	5	46								51
29歳	5	64								69
30歳	2	56								58
31歳	2	66	1							69
32歳	2	42	14			1				59
33歳		40	28	1			1			70
34歳		39	31							70
35歳	3	25	34							62
36歳		20	28							48
37歳		13	30							43
38歳		18	37							55
39歳		12	45							57
40歳		13	56							69
41歳		7	49	9						65
42歳		6	37	16	2					61
43歳		6	40	24	3		1	1		75
44歳		6	44	25	9					84
45歳		4	32	27	18				1	82
46歳		6	26	31	25					88
47歳		6	21	30	28	4				89
48歳	1	1	28	33	20	5				88
49歳		3	14	28	30	7				82
50歳	1	3	26	39	30	13	1			113
51歳		6	21	21	29	22	1	1		101
52歳		8	25	19	35	38	3		1	129
53歳		7	23	15	22	28	4	1		100
54歳		6	14	9	35	33	3	4		104
55歳		3	16	8	31	36	6	8		108
56歳		5	13	4	24	36	2	9	1	94
57歳		5	7	4	19	32	7	9	3	86
58歳		1	12	2	24	36	7	8	6	96
59歳		6	6	3	23	38	5	8	4	93
60歳以上	2					1			2	5
計	492	592	758	348	407	330	41	49	18	3,035

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした(以下同じ。)

公安職給料表

年 齢	職務の級									計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
18歳	8									8
19歳	7									7
20歳	11									11
21歳	17									17
22歳	16	4								20
23歳	21	11								32
24歳	6	29								35
25歳	4	33								37
26歳	2	24	4							30
27歳	6	33	4							43
28歳	1	20	5							26
29歳	2	17	9							28
30歳		18	14	4						36
31歳		20	19	2						41
32歳		12	18	6						36
33歳		1	32	2						35
34歳		1	22	10						33
35歳		4	23	15						42
36歳		1	17	20	1					39
37歳		1	14	25	2					42
38歳			12	34	3					49
39歳			6	33	2					41
40歳			6	27	8	1				42
41歳			3	27	8	2				40
42歳			3	24	8	3	1			39
43歳			2	20	1	8	3			34
44歳			2	33	3	5				43
45歳			3	24	1	3	3			34
46歳			3	26	2	6	3			40
47歳				21	3	3	2			29
48歳			1	9	1	9	5			25
49歳			1	15		5	6	2		29
50歳			1	10			5			16
51歳				8		3	3	1		15
52歳				15		1	3	1		20
53歳			1	12		3	3			19
54歳				11			3	5		19
55歳			1	5		2	3		2	13
56歳				2			2	4	3	11
57歳				4			3			7
58歳				7		5	6		1	19
59歳				15		2	8	1	3	29
60歳以上									1	1
計	101	229	226	466	43	61	62	14	10	1,212

教育職給料表（1）

職務の級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳		7				7
23歳		21				21
24歳		24				24
25歳	1	24				25
26歳	1	23				24
27歳	2	17				19
28歳	1	15				16
29歳	1	16				17
30歳	2	20				22
31歳	1	20				21
32歳		26				26
33歳	1	25				26
34歳		19				19
35歳	3	27				30
36歳		23				23
37歳		16				16
38歳		23				23
39歳	2	30				32
40歳	2	29				31
41歳	2	31				33
42歳		37				37
43歳	1	46				47
44歳	1	62				63
45歳	1	48	2			51
46歳		60	2			62
47歳	1	43	3	1		48
48歳		55	1	1		57
49歳	1	59	7	2		69
50歳	1	52	10	3		66
51歳	1	59	11	4		75
52歳		62	9	4		75
53歳		61	3	9	1	74
54歳		47	5	9	1	62
55歳	1	39	2	9	1	52
56歳		59	4	9	4	76
57歳		43		6	7	56
58歳		48	3	9	8	68
59歳		50		6	10	66
60歳以上		2				2
計	27	1,368	62	72	32	1,561

教育職給料表（2）

職務の級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
18歳	人	人	人	人	人	人
19歳						
20歳						
21歳						
22歳		67				67
23歳		95				95
24歳		85				85
25歳		75				75
26歳		69				69
27歳		76				76
28歳		74				74
29歳		89				89
30歳		88				88
31歳		70				70
32歳		92				92
33歳		74				74
34歳		76				76
35歳		87				87
36歳		87				87
37歳		57				57
38歳		64				64
39歳		69				69
40歳		61				61
41歳		82				82
42歳		53				53
43歳		71				71
44歳		78				78
45歳		79		1		80
46歳		68	2			70
47歳		83	2	2		87
48歳		77	8	8		93
49歳		95	5	9		109
50歳		66	3	8	2	79
51歳		72	6	16		94
52歳		72	2	26	1	101
53歳		74	2	29	4	109
54歳		66	1	23	12	102
55歳		59		23	13	95
56歳		81	1	18	26	126
57歳		67		12	36	115
58歳		82		5	38	125
59歳		98		3	35	136
60歳以上						
計	0	2,878	32	183	167	3,260

研究職給料表

年齢 \ 職務の級	1	2	3	4	5	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳	5					5
23歳	5					5
24歳	8					8
25歳	7					7
26歳	2					2
27歳	3					3
28歳	5					5
29歳	8					8
30歳	5					5
31歳	4					4
32歳	2					2
33歳	1					1
34歳	4					4
35歳	4	1				5
36歳	1					1
37歳	1	2				3
38歳		1				1
39歳	1	4				5
40歳	3	1				4
41歳		5				5
42歳	1	2				3
43歳	3	2				5
44歳		2				2
45歳	2					2
46歳		2	2			4
47歳			3			3
48歳	1	2	1			4
49歳		1	2			3
50歳		1	3			4
51歳			5	2		7
52歳	1	3	4	1		9
53歳	1	1	2			4
54歳	1	1		2		4
55歳		1	1	1		3
56歳		2	2	3		7
57歳		1	1	1		3
58歳			2	2		4
59歳		1	1	1		3
60歳以上						
計	79	36	29	13	0	157

医療職給料表（1）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
18歳 19歳					
20歳 21歳 22歳 23歳 24歳	4				4
25歳 26歳 27歳 28歳 29歳	4 3 5 3 1				4 3 5 3 1
30歳 31歳 32歳 33歳 34歳	2	2			2 2 2
35歳 36歳 37歳 38歳 39歳		2			2
40歳 41歳 42歳 43歳 44歳			1 1		1 1
45歳 46歳 47歳 48歳 49歳			1		1
50歳 51歳 52歳 53歳 54歳			1	1	1 1
55歳 56歳 57歳 58歳 59歳			1		1
60歳以上			2	6	8
計	22	6	7	7	42

医療職給料表（2）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳		1						1
23歳		2						2
24歳								
25歳		3						3
26歳		2						2
27歳		1						1
28歳		1						1
29歳		1						1
30歳		2						2
31歳		2						2
32歳								
33歳		1						1
34歳		2						2
35歳		3						3
36歳	1	2	1					4
37歳		2						2
38歳		1	1					2
39歳				1				1
40歳		2						2
41歳			2	3				5
42歳		2						2
43歳	1	2		3				6
44歳				3				3
45歳				3	2			5
46歳			1		2			3
47歳					1			1
48歳				5	1			6
49歳					3			3
50歳				2				2
51歳				2	1	1		4
52歳					2	1		3
53歳					1	1	1	3
54歳					1			1
55歳				2	1	1		4
56歳				1	1	1		3
57歳								
58歳			1	2			1	4
59歳					1			1
60歳以上								
計	2	32	6	27	17	5	2	91

医療職給料表（3）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳								
23歳		5						5
24歳		3						3
25歳		1						1
26歳								
27歳								
28歳		1						1
29歳		1						1
30歳								
31歳		3						3
32歳								
33歳								
34歳		1						1
35歳								
36歳		1	1					2
37歳			1					1
38歳								
39歳		2	1					3
40歳		1	1					2
41歳		1	1					2
42歳								
43歳		1						1
44歳		1	1					2
45歳		1						1
46歳		1	2	1				4
47歳		1		1				2
48歳			1					1
49歳		1	1					2
50歳		1	1					2
51歳				4				4
52歳					1			1
53歳		1						1
54歳		1	1					2
55歳			1					1
56歳		2		1	1			4
57歳		1	1					2
58歳						1		1
59歳			1					1
60歳以上								
計	0	32	15	7	2	1	0	57



海事職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	計
	人	人	人	人	人	人
18歳 19歳						
20歳 21歳 22歳 23歳 24歳	1					1
25歳 26歳 27歳 28歳 29歳	1	1				1 1
30歳 31歳 32歳 33歳 34歳		1	1			1 1 2 2
35歳 36歳 37歳 38歳 39歳		1 1	1	1		1 1 1 3 2
40歳 41歳 42歳 43歳 44歳		1	2 1 1			3 1 1 1
45歳 46歳 47歳 48歳 49歳			1 1			1 1
50歳 51歳 52歳 53歳 54歳			1	1 1	1	1 2 2 1
55歳 56歳 57歳 58歳 59歳		2		1 1		3 1
60歳以上				1		1
計	2	15	9	7	1	34

## 2 民間給与関係資料

### 令和6年職種別民間給与実態調査の結果

令和6年4月現在における民間事業所従業員の給与等の実態を調査したものである。

調査事業所は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「農業、林業」、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売、小売業」、「金融、保険業」、「不動産業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）」に分類された245事業所の中から無作為に抽出した134事業所（うち20事業所は調査不能等により集計対象外）である。

第14表 産業別、規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人 ~2,999人	500人 ~999人	100人 ~499人	50人~99人
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農 業 、 林 業 、 漁 業	2	—	—	—	1	1
鉱 業 、 建 設 業	5	1	—	—	3	1
製 造 業	52	3	4	4	28	13
電気・ガス・熱供給・水道 業、情報通信業、運輸業	20	6	1	2	10	1
卸 売 、 小 売 業	5	1	—	—	3	1
金融、保険業、不動産業	4	1	2	1	—	—
医療、福祉、教育、学習支 援業、サービス業	26	3	3	7	10	3
合 計	114	15	10	14	55	20

第15表 職種別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A-B)		
							円
事 務 係 職 種	支 店 長	11	53.7	649,475	5,933	643,542	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	6	52.5	708,499	10,923	697,576	
	短 大 卒	2	*	*	*	*	
	高 校 卒	3	55.7	666,344	75	666,269	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	6	53.8	815,062	23,557	791,505	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	5	56.7	877,420	263	877,157	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	67	52.5	592,276	1,016	591,260	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	50	52.2	609,340	1,304	608,036	
短 大 卒	6	52.5	513,536	316	513,220		
高 校 卒	11	53.5	561,725	111	561,614		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 長	78	55.0	634,137	6,871	627,266	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
大 学 卒	42	53.7	627,060	1,301	625,759		
短 大 卒	9	55.2	656,631	20,888	635,743		
高 校 卒	27	57.0	637,432	10,662	626,770		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	15	50.4	486,590	591	485,999	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次長又は部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大 学 卒	11	50.0	505,260	764	504,496		
短 大 卒	2	*	*	*	*		
高 校 卒	2	*	*	*	*		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	14	53.6	509,280	342	508,938	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次長又は部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大 学 卒	7	52.6	522,335	603	521,732		
短 大 卒	1	*	*	*	*		
高 校 卒	6	56.2	493,351	113	493,238		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長	117	47.6	502,070	6,968	495,102	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職	
大 学 卒	70	46.5	506,501	4,031	502,470		
短 大 卒	11	49.7	465,839	7,139	458,700		
高 校 卒	36	50.9	499,231	16,558	482,673		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 課 長	159	49.8	535,266	12,619	522,647	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職	
大 学 卒	79	48.6	560,835	6,882	553,953		
短 大 卒	22	51.5	499,944	11,644	488,300		
高 校 卒	57	50.8	514,059	20,865	493,194		
中 学 卒	1	*	*	*	*		

(注) 1 調査実人員が2人以下の場合、平均年齢及び平均支給額を\*としている(第15表共通)。  
 2 平均年齢及び平均支給額については、県内の企業数に還元して算出した数値である(第15表共通)。  
 3 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 - 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）
	大学卒	63	41.2	393,933	55,449	338,484	
	短大卒	46	39.7	379,992	60,760	319,232	
	高校卒	5	50.1	421,337	32,707	388,630	
	中学卒	12	47.1	475,269	30,379	444,890	
	-	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	31	46.7	408,450	26,587	381,863	
	大学卒	15	43.4	399,438	25,762	373,676	
	短大卒	6	50.7	471,654	14,743	456,911	
	高校卒	10	49.1	388,906	33,554	355,352	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	201	46.9	377,764	36,220	341,544	係の長又は係長級専門職
	大学卒	77	42.5	356,963	29,563	327,400	
	短大卒	27	49.1	398,893	41,216	357,677	
	高校卒	97	49.9	388,775	40,263	348,512	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	166	47.8	455,727	51,721	404,006	
	大学卒	65	44.3	393,032	30,536	362,496	
	短大卒	26	47.8	421,728	39,635	382,093	
	高校卒	74	50.8	523,932	75,055	448,877	
中学卒	1	*	*	*	*		
事務主任	178	44.0	313,425	30,177	283,248	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）	
大学卒	68	40.3	327,132	37,208	289,924		
短大卒	38	45.0	289,642	27,522	262,120		
高校卒	72	46.9	313,799	24,965	288,834		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	224	44.8	389,822	44,301	345,521		
大学卒	104	44.0	389,010	44,274	344,736		
短大卒	37	44.0	365,486	43,557	321,929		
高校卒	83	46.2	400,881	44,641	356,240		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	769	40.1	297,039	24,182	272,857		
大学卒	311	36.2	301,838	29,949	271,889		
短大卒	148	41.1	285,453	22,515	262,938		
高校卒	308	43.3	297,917	19,654	278,263		
中学卒	2	*	*	*	*		
技術係員	637	35.7	304,722	33,328	271,394		
大学卒	298	33.4	309,251	33,726	275,525		
短大卒	81	35.9	286,159	28,093	258,066		
高校卒	257	38.5	304,766	34,447	270,319		
中学卒	1	*	*	*	*		

(注) 4 「中間職（課長-係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

5 「中間職（係長-係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A - B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	8	55.1	744,559	97	744,462	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
	工 場 長	5	56.7	877,420	263	877,157	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
	事 務 部 長	33	52.6	630,954	2,100	628,854	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
	技 術 部 長	39	55.6	709,852	13,986	695,866	
	事 務 部 次 長	9	51.0	539,414	946	538,468	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	技 術 部 次 長	5	54.3	537,866	0	537,866	
	事 務 課 長	77	47.2	514,734	3,015	511,719	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
	技 術 課 長	83	50.4	616,833	21,403	595,430	
	事 務 課 長 代 理	45	40.0	398,513	63,214	335,299	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係員間）
	技 術 課 長 代 理	11	48.3	471,078	15,018	456,060	
	事 務 係 長	91	50.9	428,076	41,553	386,523	係の長又は係長級専門職
	技 術 係 長	99	49.5	518,058	66,812	451,246	
	事 務 主 任	24	46.2	362,241	15,298	346,943	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	技 術 主 任	67	47.3	434,647	40,478	394,169	
事 務 係 員	271	37.0	285,768	27,619	258,149		
技 術 係 員	248	34.0	328,842	40,594	288,248		

3 規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A - B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	3	50.5	436,696	18,992	417,704	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
	工 場 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
	事 務 部 長	28	52.8	590,223	103	590,120	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
	技 術 部 長	36	54.9	576,870	239	576,631	
	事 務 部 次 長	4	48.8	434,988	0	434,988	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	技 術 部 次 長	8	53.2	494,953	81	494,872	
	事 務 課 長	34	48.9	482,184	17,829	464,355	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
	技 術 課 長	65	49.9	466,033	3,527	462,506	
	事 務 課 長 代 理	17	46.3	380,695	23,746	356,949	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係員間）
	技 術 課 長 代 理	17	46.4	395,427	33,173	362,254	
	事 務 係 長	85	43.8	330,106	25,928	304,178	係の長又は係長級専門職
	技 術 係 長	60	45.8	377,525	31,607	345,918	
	事 務 主 任	123	44.5	309,719	29,619	280,100	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	技 術 主 任	133	44.0	379,668	43,986	335,682	
事 務 係 員	415	41.9	309,498	23,353	286,145		
技 術 係 員	328	37.5	294,435	27,943	266,492		

4 規模100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A - B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	6	50.2	408,741	0	408,741	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	3	50.5	434,500	0	434,500	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 次 長	2	*	*	*	*	* 前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職
技 術 部 次 長	1	*	*	*	*	* 中間職（部長一課長間）
事 務 課 長	6	48.8	389,835	15,820	374,015	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	11	45.4	420,218	8,598	411,620	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
事 務 課 長 代 理	1	*	*	*	*	* 前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理
技 術 課 長 代 理	3	43.8	302,490	26,924	275,566	職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
事 務 係 長	25	44.5	371,052	51,487	319,565	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	7	41.8	268,126	14,504	253,622	係の長又は係長級専門職
事 務 主 任	31	40.6	298,638	40,959	257,679	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者
技 術 主 任	24	44.0	341,799	55,264	286,535	係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）
事 務 係 員	83	39.0	254,283	18,891	235,392	
技 術 係 員	61	33.3	255,054	30,662	224,392	

その2 その他の職種

規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 年 均 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A - B)		
							円
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部（課）長	-	-	-	-	-	2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長
	研究室（係）長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室（係）の長
	主任 研 究 員	1	*	*	*	*	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研 究 員	3	33.5	326,076	58,602	267,474	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	1	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	-	-	-	-	-	上記病院長に事故等のあるときの職務代理者
	医 科 長	4	53.3	1,634,050	42,875	1,591,175	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	2	*	*	*	*	
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-	
	薬 局 長	3	53.2	496,133	0	496,133	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	13	50.6	336,024	14,534	321,490	
	診療放射線技師	16	42.1	297,990	24,432	273,558	
	臨床検査技師	19	49.8	293,934	32,854	261,080	
栄 養 士	13	39.8	220,248	1,308	218,940		



規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A - B)		
							円
医療関係職種	理学療法士	66	34.9	268,448	9,555	258,893	
	作業療法士	44	33.6	262,264	6,536	255,728	
	総看護師長	4	61.3	481,110	7,903	473,207	部下に看護師長5人以上
	看護師長	55	50.6	401,403	43,030	358,373	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	115	37.7	310,122	48,466	261,656	
	准看護師	56	48.4	295,623	34,259	261,364	
教育関係職種	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	1	*	*	*	*	
	高等学校教諭	23	38.6	393,395	279	393,116	

第16表 職員と民間事業所従業員との対応関係

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長 部長、部次長		
8級	課 長	支店長、工場長 部長、部次長	支店長、工場長 部長、部次長
7級			
6級	課長代理	課 長	課 長
5級			
4級	係 長	課長代理	課長代理
3級		係 長	係 長
2級	主 任	主 任	主 任
1級	係 員	係 員	係 員

- (注) 1 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。
- 2 基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、部長と課長の上に位置付けられる従業員、課長と係長の上に位置付けられる従業員、係長と係員の上に位置付けられる従業員については、それぞれ部次長、課長代理、主任に含めている。

第17表 職員給与と民間給与の較差

民 間 給 与 ①	職 員 給 与 ②	給与の較差 ①-② ( $\frac{①-②}{②} \times 100$ )
356,747 円	347,661円	9,086 円 (2.61%)

- (注) 1 較差は、ラスパイレズ方式により算出したものである。
- 2 職員、民間事業所従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

第18表 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
	係員		65.2	2.9	0.0
課長級		56.2	2.9	0.0	40.9

第19表 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
			増 額	減 額	変化なし			
係員		91.5	91.5	25.8	2.9	62.9	0.0	8.5
課長級		81.7	80.4	19.2	2.8	58.3	1.3	18.4

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。  
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

第20表 学歴別初任給

(単位：円)

職 種	学 歴	初 任 給 月 額
新卒事務員・技術者	大 学 卒	221,826
	短 大 卒	194,035
	高 校 卒	180,357

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

第21表 初任給の改定状況

(単位：%)

学歴 企業規模		項目	初任給の改定状況			採用なし	
			採用あり	初任給の改定状況			
				増額	据置		減額
大学卒	規模計	17.6	(77.5)	(22.5)	(0.0)	82.4	
	500人以上	22.1	(89.4)	(10.6)	(0.0)	77.9	
	100人以上500人未満	16.8	(88.3)	(11.7)	(0.0)	83.2	
	100人未満	11.8	(0.0)	(100.0)	(0.0)	88.2	
高校卒	規模計	18.8	(94.5)	(5.5)	(0.0)	81.2	
	500人以上	19.8	(100.0)	(0.0)	(0.0)	80.2	
	100人以上500人未満	23.3	(90.8)	(9.2)	(0.0)	76.7	
	100人未満	5.9	(100.0)	(0.0)	(0.0)	94.1	

(注) ( ) 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第22表 特別給の支給状況

(単位：月分)

区分	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	下半期		2.27	2.13	2.40
上半期		2.06	2.21	1.93	1.99
年間の計		4.33	4.34	4.33	4.31

- (注) 1 下半期は令和5年8月から令和6年1月まで、上半期は同年2月から同年7月までの期間である。  
 2 支給月数は、所定内給与月額を基準としたものである。  
 3 端数処理をしているため、表中の上・下半期の計は必ずしも年間の計とは一致しない。

第23表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

項目	部長級（非役員）		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模						
規模計	53.1	46.9	54.6	45.4	56.5	43.5
500人以上	46.3	53.7	47.6	52.4	56.1	43.9
100人以上500人未満	58.7	41.3	57.5	42.5	57.7	42.3
100人未満	50.4	49.6	59.4	40.6	54.3	45.7

第24表 家族手当の支給状況

扶養家族の構成別支給月額

(単位：円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	8,378
配偶者と子1人	13,539
配偶者と子2人	18,471
子1人	9,894
子2人	19,615
子3人	29,686

(注) 1 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

2 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出したものである。

## 第25表 通勤手当の支給状況

その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

(単位：%)

在来線の 通勤手当を 支給する					在来線の 通勤手当を 支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
90.6	(46.2)	(2.6)	(38.4)	(12.8)	9.4

(注) ( )内は在来線の通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

(単位：%)

特急料金を含む 通勤手当を 支給する					特急料金を含む 通勤手当を 支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
76.8	(78.5)	(7.2)	(7.2)	(7.1)	23.2

(注) 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合である。

2 ( )内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

### 3 生計費関係資料

第26表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和6年4月）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	30,270	38,450	49,970	61,500	73,100
住居関係費	47,940	53,740	49,530	45,330	41,130
被服・履物費	4,420	4,130	6,300	8,480	10,660
雑費 I	23,260	31,950	48,940	65,930	82,790
雑費 II	8,760	15,820	19,830	23,900	27,960
計	114,650	144,090	174,570	205,140	235,640

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」（総務省）における鳥取市の調査結果（全世界・令和6年4月分）に基づく費目別平均支出金額（4人世帯の1か月当たりの支出金額に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて求めた。

1人世帯については、全国の1人世帯の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本県の同支出金額の割合を乗じて求めた。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道及び家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費 I …… 保健医療、交通・通信、教育及び教養娯楽

雑費 II …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費及び仕送り金）

#### 4 人事管理に関する報告関係資料

第27表 年360時間を超える時間外勤務を行った職員数・割合  
(令和4年度・令和5年度比較)

(単位：人)

区 分		年360時間以下の職員数		年360時間を超える職員数		うち年720時間を超える職員数	
		R5	R4	R5	R4	R5	R4
知事部局	本庁	1,020 (83.7%)	783 (72.5%)	199[55] (16.3%)	297[143] (27.5%)	21[6] (1.7%)	35[26] (3.2%)
		17 (94.4%)	—	1[0] (5.6%)	—	0[0] (0.0%)	—
	本庁以外	605 (96.5%)	1,210 (90.9%)	22[8] (3.5%)	121[64] (9.1%)	2[1] (0.3%)	23[23] (1.7%)
		521 (84.9%)	33 (50.0%)	93[6] (15.1%)	33[0] (50.0%)	14[2] (2.3%)	9[1] (13.6%)
	全体	1,625 (88.0%)	1,993 (82.7%)	221[63] (12.0%)	418[207] (17.3%)	23[7] (1.2%)	58[49] (2.4%)
		538 (85.1%)	33 (50.0%)	94[6] (14.9%)	33[0] (50.0%)	14[2] (2.2%)	9[1] (13.6%)
教育委員会 (学校教員 以外)	特別支援 学校	39 (100%)	41 (97.6%)	0[0] (0.0%)	1[0] (2.4%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)
	高等学校	138 (99.3%)	141 (100%)	1[0] (0.7%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)
	教育委員会 事務局	183 (80.3%)	180 (83.7%)	45[0] (19.7%)	35[0] (16.3%)	4[0] (1.8%)	3[0] (1.4%)
	全体	360 (88.7%)	362 (91.0%)	46[0] (11.3%)	36[0] (9.0%)	4[0] (1.0%)	3[0] (0.8%)
教育委員会 (学校教員)	特別支援 学校	583 (91.1%)	608 (92.7%)	57[0] (8.9%)	48[0] (7.3%)	1[0] (0.2%)	0[0] (0.0%)
	高等学校	946 (84.0%)	976 (85.5%)	180[0] (16.0%)	165[0] (14.5%)	5[0] (0.4%)	2[0] (0.2%)
	全体	1,529 (86.6%)	1,584 (88.1%)	237[0] (13.4%)	213[0] (11.9%)	6[0] (0.3%)	2[0] (0.1%)
警察本部	本部	53 (98.1%)	89 (98.9%)	1[1] (1.9%)	1[1] (1.1%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)
		381 (83.7%)	345 (85.0%)	74[6] (16.3%)	61[3] (15.0%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)
	本部以外	—	—	—	—	—	—
		637 (76.8%)	613 (75.7%)	192[19] (23.2%)	197[8] (24.3%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)
	全体	53 (98.1%)	89 (98.9%)	1[1] (1.9%)	1[1] (1.1%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)
		1,018 (79.3%)	958 (78.8%)	266[25] (20.7%)	258[11] (21.2%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)



- (注) 1 [ ]内は各区分の職員数に対する、特例業務(大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう(職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)第10条の2第2項)。以下同じ。)の処理が原因となって上限時間を超えて時間外勤務を行った職員の内数である。
- 2 ( )内は各区分の職員数に占める各時間外勤務時間数別の職員数の割合である。
- 3 教育委員会(学校教員)については正規の勤務時間外において時間外勤務命令によらないで業務に従事した教員の数を含む。
- 4 教育委員会事務局については学校以外の教育機関を含む。
- 5 表中の2段書きの欄は、下段が他律的業務の比重が高い部署(職員の勤務時間、休暇等に関する規則第10条の2第1項第2号に規定する部署。この項及び第28表並びに第29表において「他律的部署」という。)、上段が他律的部署以外の部署の人数である。
- 6 令和5年度の年360時間以下の職員数及び360時間を超える職員数は、令和5年度末の実績により算出しているため、これらを合算した職員数は第28表及び第29表の職員数と必ずしも一致しない。

第28表 月45時間を超える時間外勤務を行った職員数  
(令和4年度・令和5年度比較)

1 特例業務以外の業務により上限を超える時間外勤務を行った職員数

(単位：人)

区 分		職員数		月45時間を超える職員数				うち月100時間以上の職員数			
				R5		R4		R5		R4	
		R5	R4	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
知事局	本 庁	1,074	1,061	466	1,173	319	925	53	93	25	32
		10	—	6	9	—	—	0	0	—	—
	本 庁 以 外	755	1,320	44	90	138	262	4	24	3	3
		616	65	166	581	40	229	15	34	5	6
全 体	1,829	2,381	510	1,263	457	1,187	57	117	28	35	
	626	65	172	590	40	229	15	34	5	6	
教育委員会	特別支援学校	40	42	0	0	1	1	0	0	0	0
	高等学校	138	140	2	2	1	1	0	0	0	0
	教育委員会事務局	228	217	55	199	47	156	3	5	8	10
	全 体	406	399	57	201	49	158	3	5	8	10
警 察 本 部	本 部	82	84	1	1	0	0	0	0	0	0
		411	406	117	279	101	237	0	0	0	0
	本 部 以 外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		819	810	282	793	253	798	0	0	0	0
全 体	82	84	1	1	0	0	0	0	0	0	
	1,230	1,216	399	1,072	354	1,035	0	0	0	0	

2 特例業務により上限を超える時間外勤務を行った職員数

(単位：人)

区 分		職員数		月45時間を超える職員数							
				うち月100時間以上の職員数							
		R5	R4	R5		R4		R5		R4	
				実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
知事局	本 庁	1,084	1,061	15	22	324	815	1	1	34	68
	本 庁 以 外	1,371	1,385	9	15	137	472	0	0	33	94
	全 体	2,455	2,446	24	37	461	1,287	1	1	67	162
教育委員会	特別支援学校	40	42	0	0	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	138	140	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	228	217	1	2	6	11	0	0	0	0
	全 体	406	399	1	2	6	11	0	0	0	0
警 察 本 部	本 部	493	490	24	27	11	33	10	10	0	0
	本 部 以 外	819	810	24	31	9	27	5	5	0	0
	全 体	1,312	1,300	48	58	20	60	15	15	0	0

- (注) 1 教育委員会については学校で勤務する教員を除いたものである。  
 2 教育委員会事務局については学校以外の教育機関を含む。  
 3 1の表中の2段書きの欄は、下段が他律的部署、上段が他律的部署以外の部署の人数である。  
 4 職員数は、令和5年4月の勤務実績をもとに算出(年度途中で他律的部署として指定された部署については、年度当初から他律的部署の人数に含める。)しているため、第27表及び第29表の職員数と必ずしも一致しない。

第29表 月45時間を超える時間外勤務を行った職員数  
(令和5年度・令和6年度比較)

1 特例業務以外の業務により上限を超える時間外勤務を行った職員数

(1) 月45時間を超える時間外勤務を行った職員数

(単位：人)

区 分		職員数		4月		5月		6月	
		R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5
知事局	本 庁	1,065	1,090	119	112	109	105	75	105
		18	—	0	—	1	—	0	—
	本 庁 以 外	1,309	1,302	42	37	15	13	16	18
		70	70	20	28	26	24	24	32
	全 体	2,374	2,392	161	149	124	118	91	123
		88	70	20	28	27	24	24	32
教育委員会	特別支援学校	42	40	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	135	138	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	216	220	11	0	13	0	7	0
	全 体	393	398	11	0	13	0	7	0
警 察 本 部	本 部	73	84	0	0	0	1	0	0
		423	411	30	23	19	17	17	28
	本 部 以 外	0	0	0	0	0	0	0	0
		805	819	82	74	58	71	75	44
	全 体	73	84	0	0	0	1	0	0
		1,228	1,230	112	97	77	88	92	72

## (2) 月 100 時間以上の時間外勤務を行った職員数

(単位：人)

区 分		職員数		4 月		5 月		6 月	
		R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5
知 事 部 局	本 庁	1,065 18	1,090 —	2 0	5 —	5 0	8 —	3 0	7 —
	本 庁 以 外	1,309 70	1,302 70	1 0	1 3	3 1	0 3	0 1	0 4
	全 体	2,374 88	2,392 70	3 0	6 3	8 1	8 3	3 1	7 4
教 育 委 員 会	特別支援学校	42	40	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	135	138	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	216	220	1	0	1	0	0	0
	全 体	393	398	1	0	1	0	0	0
警 察 本 部	本 部	73 423	84 411	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	本 部 以 外	0 805	0 819	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	全 体	73 1,228	84 1,230	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

## 2 特例業務により上限を超える時間外を行った職員数

## (1) 月 45 時間を超える時間外勤務を行った職員

(単位：人)

区 分		職員数		4 月		5 月		6 月	
		R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5
知 事 部 局	本 庁	1,083	1,090	0	10	0	5	0	3
	本 庁 以 外	1,379	1,372	0	5	0	1	0	0
	全 体	2,462	2,462	0	15	0	6	0	3
教 育 委 員 会	特別支援学校	42	40	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	135	138	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	216	220	0	0	0	0	0	0
	全 体	393	398	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部	本 部	496	495	0	13	0	13	0	0
	本 部 以 外	805	819	0	25	0	25	0	0
	全 体	1,301	1,314	0	38	0	38	0	0

## (2) 月 100 時間以上の時間外勤務を行った職員数

(単位：人)

区 分		職員数		4 月		5 月		6 月	
		R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5
知 事 部 局	本 庁	1,083	1,090	0	1	0	0	0	0
	本 庁 以 外	1,379	1,372	0	0	0	0	0	0
	全 体	2,462	2,462	0	1	0	0	0	0
教 育 委 員 会	特別支援学校	42	40	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	135	138	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	216	220	0	0	0	0	0	0
	全 体	393	398	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部	本 部	496	495	0	6	0	0	0	0
	本 部 以 外	805	819	0	5	0	0	0	0
	全 体	1,301	1,314	0	11	0	0	0	0

- (注) 1 教育委員会については学校で勤務する教員を除いたものである。  
 2 教育委員会事務局については学校以外の教育機関を含む。  
 3 1の表中の2段書きの欄は、下段が他律的部署、上段が他律的部署以外の部署の人数である。  
 4 職員数は、4月1日時点のものであるため、第27表及び第28表の職員数と必ずしも一致しない。

## 第30表 職員1人当たり年間時間外勤務時間数

(単位：時間)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知 事 部 局	134	150	182	204	163
うち本庁	168	185	227	267	209
地方機関	103	121	149	156	128
教 育 委 員 会	130	132	127	141	143
うち事務局	181	191	186	208	214
高等学校	49	39	45	51	46
特別支援学校	59	70	69	51	41
警 察 本 部	199	186	199	211	216
うち本部	184	153	168	175	187
本部以外	207	203	216	232	232

- (注) 1 高等学校及び特別支援学校については学校で勤務する教員を除いたものである。  
 2 教育委員会の事務局については学校以外の教育機関を含む。

第31表 育児休業の新規取得状況

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知事部局	58(18)	62(26)	73(32)	77(45)	107(40)
教育委員会	27(5)	25(7)	27(2)	28(8)	41(13)
警察本部	62(52)	67(48)	80(63)	87(67)	108(87)

- (注) 1 当該年度に新たに育児休業を取得した職員数である。  
 2 当該年度に育児休業が取得可能となった職員のほか、当該年度の前年度以前に取得可能となり、当該年度から育児休業を取得した職員数を含む。  
 3 ( )内は男性職員取得者数で内数である。  
 4 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。

第32表 男性の育児休業取得率

(単位：%)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知事部局	30.0(18/60)	37.3(25/67)	40.3(27/67)	65.6(40/61)	87.5(35/40)
教育委員会	10.8(4/37)	25.0(7/28)	7.7(2/26)	22.9(8/35)	31.7(13/41)
警察本部	33.7(31/92)	31.1(28/90)	85.1(63/74)	63.2(60/95)	70.4(50/71)

- (注) 1 当該年度に育児休業が取得可能となった職員の内、当該年度に育児休業を取得した職員の割合である。  
 2 ( )内は右側が当該年度に育児休業を新たに取得可能となった職員数、左側が当該年度に実際に育児休業を取得した職員数である(単位：人)。  
 3 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。

第33表 子の看護休暇の取得状況

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知事部局	498(305)	474(289)	536(321)	585(346)	663(398)
教育委員会	395(193)	392(185)	426(201)	444(205)	565(262)
警察本部	186(142)	174(133)	208(155)	235(174)	356(288)

- (注) 1 ( )内は男性職員取得者数で内数である。  
 2 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。

第34表 時間外勤務が1か月に100時間以上の職員に対する産業医等の面談の状況

(単位：延べ人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知事部局	39	121	163	160	85
教育委員会	92	4	4	6	7
警察本部	18	1	11	1	16

- (注) 1 時間外勤務が1か月に100時間以上となり、産業医等の面談を受診した人数である。  
 2 教育委員会については県費負担教職員を含まない。  
 3 教育委員会については正規の勤務時間外において時間外勤務命令によらないで業務に従事した時間数が100時間以上となった教員の数を含む。

第35表 在職死亡者及び長期療養者の状況

(単位：人)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知事局	在職死亡者	5	5	0	4	1
	長期療養者	65(2.3%)	69(2.5%)	93(3.4%)	101(3.6%)	91(3.2%)
	うち精神疾患	42(1.5%)	52(1.9%)	71(2.6%)	76(2.7%)	73(2.6%)
教育委員会	在職死亡者	3	2	1	1	1
	長期療養者	66(3.0%)	60(2.7%)	52(2.5%)	49(2.4%)	50(2.4%)
	うち精神疾患	48(2.2%)	44(2.0%)	37(1.8%)	32(1.5%)	35(1.7%)
警察本部	在職死亡者	0	1	1	0	0
	長期療養者	21(1.4%)	18(1.2%)	16(1.1%)	15(1.0%)	15(1.0%)
	うち精神疾患	10(0.7%)	10(0.7%)	7(0.5%)	9(0.6%)	3(0.2%)
合 計	在職死亡者	8	8	2	5	2
	長期療養者	152(2.4%)	147(2.3%)	161(2.6%)	165(2.6%)	156(2.5%)
	うち精神疾患	100(1.6%)	106(1.6%)	115(1.8%)	117(1.8%)	111(1.8%)

(注) 1 長期療養者数は、当該年度において傷病により30日以上休業(病気休暇を含む。)した者の実人数である。

2 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。

3 ( )内は毎年4月1日現在の職員数(総務省「地方公共団体定員管理調査」を基に、任命権者によっては、調整を行っている場合がある。)に占める長期療養者数の割合である。

第36表 健康相談件数の状況

(単位：件)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知事局		1,868	1,656	2,560	2,452	2,319
	うちメンタルヘルス相談	1,646(88.1%)	1,435(86.7%)	2,389(93.3%)	2,414(98.5%)	2,201(94.9%)
教育委員会		454	682	804	1,049	1,083
	うちメンタルヘルス相談	283(62.3%)	586(85.9%)	676(84.1%)	930(88.7%)	965(89.1%)
警察本部		257	229	216	143	292
	うちメンタルヘルス相談	52(20.2%)	53(23.1%)	41(19.0%)	44(30.8%)	73(25.0%)

(注) 1 知事局は「健康相談」、「地共済健康ダイヤル」、教育委員会は「心の健康相談」、「教職員健康相談24」、警察本部は「健康相談」、「電話健康相談」における相談件数である。

2 ( )内は健康相談件数に占めるメンタルヘルス相談件数の割合である。

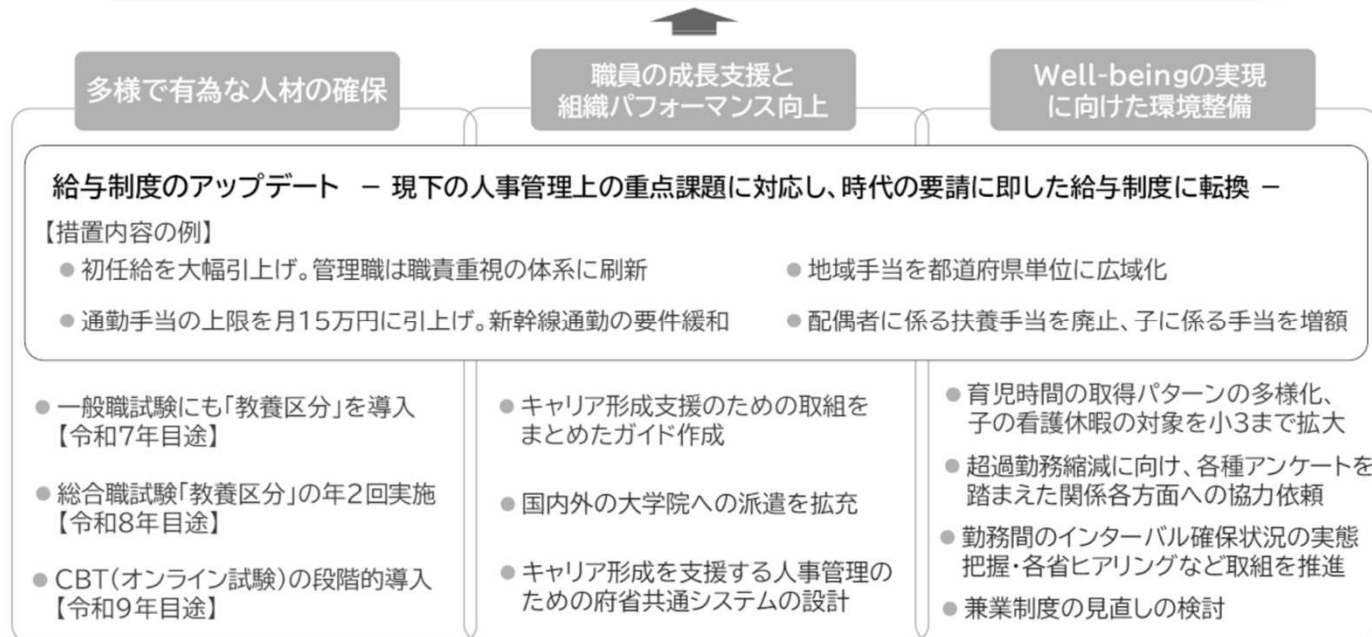
3 件数は延べ件数であり、同一の者が複数回相談している場合でも、それぞれ1件として数えている。

# 5 人事院勧告・報告関係資料

## 令和6年 人事院勧告・報告の概要

### 人材確保に向けた抜本的施策と更なる改革の全体像

多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へ



+

#### 人事行政諮問会議 中間報告を 踏まえた取組

- 職員の判断のよりどころとなり、国民の信頼を得るための行動規範の検討
- 職務給の原則や能力・実績主義の徹底に必要な施策等の検討  
(在級期間に係る制度・運用の見直しの検討、官民給与の比較を行う際の企業規模の検討など)

## 令和6年 人事院勧告・報告の概要

### 本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

月例給 [本年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】

- 官民較差: 11,183円(2.76%)
- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ **給与制度のアップデートの先行実施**  
【総合職(大卒)】 230,000円(+14.6% [+29,300円]) 【一般職(大卒)】 220,000円(+12.1% [+23,800円])  
【一般職(高卒)】 188,000円(+12.8% [+21,400円])
- 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定
  - ※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定  
行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%
  - ※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

ボーナス [直近1年間(昨年8月~本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】

- 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

寒冷地手当 【手当額改定:令和6年4月実施、支給地域改定:令和7年4月実施】

- 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

## 給与制度のアップデート(勧告) 【令和7年4月実施(初任給・若年層の水準上げは、令和6年4月に先行実施)】

- 現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

<u>俸給</u>	初任給・若年層の水準を大幅引上げ 係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し
<u>地域手当</u>	都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置) 異動保障を3年間に延長
<u>通勤手当等</u>	支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和
<u>扶養手当</u>	配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額
<u>ボーナス</u>	成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充
<u>その他手当</u>	管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大 再任用職員の手当拡大(住居手当、特勤勤務手当、寒冷地手当等)

## 国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出) 【民間労働法制の施行から遅れることなく実施】

- 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充
  - ・1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
  - ・非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大